第二百三条第一項中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

第二百五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければならない。

第二百七条の二第一項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載」を「記載又は記録」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改める。

第二百七条の三第三項中「被疑者に示す」を「第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に用いる」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第五項中「を、」を「について、」に、「示さなければ」を「対し、それぞれ第一号又は第二号に掲げる措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　勾留状が書面である場合にあつては、これを示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び勾留状にとられた記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二　第三項の勾留状に代わるものが書面である場合にあつては、これを示し、同項の勾留状に代わるものが電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、同項の勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第二百十八条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二百十九条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該令状が書面による場合　有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二　当該令状が電磁的記録による場合　有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第二百十九条第二項中「同条」を「同条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「同条」を「同条第一項」に、「同項」を「同条第三項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　当該令状が書面による場合　記名押印すること。

二　当該令状が電磁的記録による場合　裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第二百二十二条第一項中「第百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「ついて、第百十条」を「ついて、第百十条第一項」に、「第百五条の二、第百十条」を「第百五条の二、第百十条第一項」に改め、同条第四項中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第八項中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改め、同条第十項中「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第十一項中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示に」を「措置をとるに」に改め、同項第二号中「令状の提示をする」を「当該措置をとる」に改め、同項第三号中「令状の提示が終わる」を「当該措置をとり終わる」に改め、同条第十二項中「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「記載された」を「記載され、又は記録された」に、「の記載」を「の記載又は記録」に、「第百十条」を「第百十条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改める。

第二百二十四条の二中「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「当該勾留状に代わるものが」と、「その」に、「第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの」を「当該勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「当該勾留状に代わるものに記録された事項」と、同項第二号中「当該決定」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状」と、「その謄本」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状の謄本」に改める。

第二百二十五条第四項中「乃至第四項及び第六項」を「から第六項まで及び第八項」に改め、「これを」を削る。

第二百四十一条第一項中「又は口頭で」を「若しくは口頭で、又は主務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機と告訴又は告発をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）により、」に改め、「これを」を削り、同項の次に次の一項を加える。

告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及び住居又はこれに代わる連絡先（法人にあつては、その名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所又は本店の所在地）を明らかにしてしなければならない。

第二百四十二条中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録」を加える。

第二百四十三条中「取消」を「取消し」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二百四十一条第二項中「犯罪事実、その犯人の処罰を求める」とあるのは、「取消しの対象とする告訴又は告発を特定するに足りる事項、その告訴又は告発を取り消す」と読み替えるものとする。

第二百四十五条中「第二百四十一条及び」を「第二百四十一条第一項及び第三項並びに」に改め、「これを」を削る。

第二百四十六条中「の定」を「の定め」に、「ともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二百五十五条中「起訴状の謄本の」を「第二百七十一条第一項の規定による」に改める。

第二百五十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条第四項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の誤」を「の誤り」に、「防禦」を「防御」に、「虞が」を「おそれが」に改め、同条第六項中「生ぜしめる虞」を「生じさせるおそれ」に、「物を添附し、又は」を「ものを添えてはならず、かつ、」に改める。